

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事した職員の特務手当の支給に関する特例を定める必要があるため。

専決第 1 2 号

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第
1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 0
1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための保健手当の特
例）

3 第 4 条に定めるもののほか、保健手当は、新型コロナウイルス感染症を指定
感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型
コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民
の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次の各号に掲げる業務に
従事した職員で、八幡浜市職員の給与に関する条例の適用を受けるものに支給
する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の診療、看護
その他これらの者に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が
付着し、若しくは付着するおそれがある物件の処理を行う業務

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取す
る業務

(3) 市長が前 2 号に掲げる業務に相当すると認める業務

4 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる
額とする。

(1) 次号に掲げる業務以外の業務に従事した場合 日額 3, 0 0 0 円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合 日額4,000円

5 附則第3項の規定による保健手当を支給するときは、第4条に規定する手当は支給しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第3項の業務に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

(保健手当の内払)

- 3 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例第4条の規定により支給された保健手当のうち、新条例附則第3項の業務に係るものは、同項の規定による保健手当の内払とみなす。